

委託業務等に係る総合評価競争入札制度取扱要領

1 制度導入の趣旨

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）第30条に基づき、障がい者の就労支援に関して継続的かつ安定的に取り組む企業等を障がい者就労支援企業として認証し、幅広く道民に周知することを通じて、企業等による障がい者の就労支援の取組と理解の促進を図ることとしており、条例第30条第3項においては、認証の取得を促進するため、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとしている。

このため、認証の取得を促進するための具体策として、入札において、優遇措置を講ずることとし、入札上の評価において、価格要素の他に、技術評価等の項目として、障がい者雇用率などを加える総合評価競争入札制度（以下「総合評価制度」という。）を実施するものである。

なお、本要領に定めのない事項については、別紙「総合評価競争入札取扱要領」（平成15年4月4日付け局総第35号出納局長通達）「総合評価競争入札取扱要領の制定について」（以下「要領」という。）によるものとする。

2 対象契約

対象契約は、委託業務契約及び工事請負契約（修繕工事を含む。）で入札に付すもののうち支出負担行為担当者が必要と認めるものとする。

なお、北海道財務規則（昭和45年規則第30号）第162条の2に定める随意契約によることができる金額以下のものについても、入札により本要領を適用することをさまたげない。

また、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約は除くこととする。

3 対象機関

本庁各部局及びその出先機関とする。

4 総合評価競争入札における主な留意点

(1)「要領第2-1 入札、開札及び落札決定」関係

ア 入札公告又は指名通知について

入札公告、入札説明書及び入札心得の標準様式は、それぞれ別記1、別記2及び別記3とする。

イ 総合評価による落札者の決定について

入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札者が提出した提案書の内容及び入札価格について評価を行い、価格以外の評価点（以下「技術等評価点」という。）と入札価格に関する評価点（以下「価格評価点」と

いう。)との合計点が最も高い者を落札者とする。

ウ 低入札価格調査制度の適用について

2の対象契約のうち、工事及び工事に係る委託契約（以下「工事等」という。）並びに庁舎等清掃業務、庁舎等警備業務及びボイラー等運転操作業務の委託契約（以下「庁舎等清掃業務等」という。）については、低入札価格調査制度を適用する。この場合において、工事等にあつては「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きについて」（平成14年10月29日付建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）及び「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定について」（平成14年10月29日付建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）の、庁舎等清掃業務等にあつては、「庁舎等清掃業務等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の取扱いについて」（平成14年12月25日付総務第1064号総務部長、出納局長通達）の基準によるものとする。

(2) 「要領第2-2 総合評価の方法」関係

ア 落札者決定基準の設定について

落札者を決定するための評価の対象とする項目ごとに点数を付与する「落札者決定基準」については、「北海道障がい者就労支援推進委員会」（事務局：保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課）における審議を経た上で決定する。

なお、当該決定した「落札者決定基準」の項目のほか、個々の契約の内容により必要があるときは、イの手續により、別の項目を設定することができる。

イ 学識経験者の意見聴取等について

落札者決定基準の策定に当たっての学識経験者の意見聴取については、アの「北海道障がい者就労支援推進委員会」の審査をもって代えるものとする。

ウ 総合評価競争入札による手續のフローについて

今回の総合評価競争入札による手續の標準フローは、別記4による。

(3) 「要領第3 総合評価審査会の設置」関係

ア 総合評価審査会について

総合評価制度を導入する機関においては、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会の設置に当たっては、本庁にあつては別記5、出先機関にあつては、別記5-2を準用する。

審査会の構成員は、指名選考委員会の構成員と重複しても差し支えないこととする。

イ 審議内容について

審査会は、総合評価競争入札の対象となる契約において、総合評価競争入札によることの適否及び入札価格及び提案書の総合評価による最も有利なもの決定に関

して審議し、審議結果を支出負担行為担当者に通知する。

5 入札結果の報告等

入札の結果等については、落札者決定後速やかに実施報告書（別記6）により保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課に報告することとする。

附則

本要領は、平成21年4月1日以後に入札の公告等を行うものから施行する。

附則

本要領は、平成23年2月1日以後に入札の公告等を行うものから施行する。

附則

本要領は、平成23年4月1日以後に入札の公告等を行うものから施行する。

附則

本要領は、平成29年1月4日以後に入札の公告等を行うものから施行する。

附則

本要領は、平成31年2月1日以後に入札の公告等を行うものから施行する。